

会 議 録

1 会 議 名

平成 24 年度 第 2 回天水地域協議会

2 開催日時

平成 24 年 7 月 13 日(金) 午後 3 時から 5 時 30 分まで

3 開催場所

天水総合支所 3 階 会議室

4 出席者・欠席者

〈出席者〉

委 員：池田彰孝、西浦文子、上森聖紀、山本弘憲、笠久美子、徳山博文、坂西英子
村上通、田中正司、富田公生、田尻信子、上森繁美、宮部和雄、村上優一

事務局：本田天水総合支所長、平野総務振興課長、松本総務振興課長補佐、
山口総務振興課技術主任

〈欠席者〉

委 員：池田武

5 会議内容(公開)

議 事

(1) 玉名 21 の星事業 まちづくり活動計画の審査について(諮問)

① 小天東校区 上古閑宝さがし委員会

② 玉水校区 玉水・輝く里づくり委員会

③ 小天校区 草枕ドリーム委員会

(2) 指定管理者について(諮問)

・玉名市天水老人憩の家

(3) 支所移行について(報告)

(4) 下水道事業について(報告)

(5) その他

6 議事の概略・協議結果

(1) 玉名 21 の星事業 まちづくり活動計画の審査について

玉名 21 の星事業の各校区まちづくり委員会の申請内容について説明後、質疑応答。
適当と認められる。

(2) 指定管理者について

市民福祉課より説明後、質疑応答。適当と認められる。

(3) 支所移行について

企画経営課より説明後、質疑応答。

(4) 下水道事業について

下水道課より説明後、質疑応答。

- (5) 委員からの質疑応答
- 7 会議資料
 - (1) 会議次第
 - (2) 玉名21の星事業助成金交付申請書
 - (3) 玉名市天水老人憩の家指定管理者導入方針(案)
 - (4) 総合支所方式見直し計画説明資料
 - (5) 天水地区 汚水処理計画

8 傍聴者の数

0 人

9 非公開の理由

—

10 会議録の種類

要点記録

11 発言の内容

(事務局)

皆様お揃いになりましたので始めさせていただきます。

玉名市地域自治区の設置等に関する条例第12条第2項の規定により、委員の半数以上の方が出席しておられますので、本会議が成立することをご報告いたします。

それでは、西浦副会長より開会をお願いいたします。

(副会長)

ただ今より、平成24年度 第2回天水地域協議会を開会いたします。

(事務局)

次第に従いまして、池田会長より挨拶をお願いいたします。

(会長)

皆さん、こんにちは。第2回の地域協議会となりますけれども、昨日からの大雨で、皆様方大変でございました。天水でも若干の崖崩れ等の報告があっているようです。このような状況の中で、地域協議会にご出席くださりましてありがとうございます。議題に対しまして、充分にご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

(事務局)

玉名市地域自治区の設置等に関する条例第12条第3項の規定により、会長が議長となることとなっております。これより先は、会長に議事の進行をお願いします。

(会長)

議事に入ります前に、議事録の署名人を指名したいと思います。私の方から指名させていただきますが、田中正司さんと笠久美子さんお願いいたします。

では、早速でございますが、1番目の玉名21の星事業まちづくり活動計画について審議したいと思います。天水自治区には3校区の要望書が出ておりますので、それぞれ説明をお願いします。3校区に説明していただいたあとで、一括して質問を受

けたいと思います。それでは、小天東校区 上古閑宝さがし委員会から順番に説明をお願いします。

【小天東校区、玉水校区、小天校区のまちづくり委員会より、申請内容について説明】

(会長)

ありがとうございました。3校区の事業説明が終わりましたが、活動内容等について委員さんから質問等ありましたら、よろしくをお願いします。何かございませんでしょうか。

(委員)

各校区いろんな事業を展開され、予算書の収入支出の中で報告や計画をされていますが、自己資金のほうで各校区ともいろんな徴収の仕方があり、まちまちというのはどういうことですか。例えば玉水校区の場合は、区の方から資金をいただいていると聞きましたし、小天東校区については、まちづくり委員会の会長さんも充当しているということで、一貫性がないので、これはどういうふうな指導をされているのか伺いたいのですが。

(会長)

今質問のありました自己資金については、市から補助金をもらいまして、あとの残りは自己資金で活動するというようなシステムだろうと思います。その自己資金の見出しについて、各校区から説明してもらってもよろしいですか。

(小天東校区まちづくり委員会)

助成金が 300,000 円、市のほうからきますよね。その時の申し付けが、自己資金を自分たちの校区内でいづらか用意してくださいという、本年度からの指導がありました。何で自分たちは、助成金の中で計画を立案して予算を立てて、今から頑張っていくのに、自腹きってまでせなんとだろうかという矛盾もあります。

(委員)

ちょっと事務局に伺いたい。一貫性のない気がするけれどもどうなっているのですか。300,000 円以外に自己資金を多少確保しなさい、という要請を各校区にしているわけでしょ。

(企画経営課)

企画経営課の伊子といいますけど、玉名 21 の星事業の補助金の担当部署は地域振興課になります。補助金の限度額は、事業費の 4/5 を助成することとなっております。上限が 300,000 円です。逆算すると 80%なので、375,000 円の事業費の 4/5 で 80%の助成。300,000 円の補助金を、目一杯使うのであれば、75,000 円の自己資金をしてください、という補助金の制度となっております。この玉名 21 の星事業ですけど、地域づくりということで、地域の方々にもそうしたことをお伝えするという趣旨があります。

(会長)

今説明がありましたように、事業に対して市が 80%の助成をし、あとの残りを活動する中で資金を集めて活動しましょう。その事業の収益が上がれば、それを当てるという方法もあるのではと思います。そういったシステムで、今の 3 校区はやっておられるのだと思います。

(委員)

あとの額は、各校区の事業主体にお任せするということになるんですね。

(企画経営課)

あとの部分については、それぞれの校区でということになります。2 年くらい前からイベントについても、助成の対象とするということで、地域のイベント活動あたりのときには、それぞれ資金集めをされて、それを元手にして進められているところもあります。

(委員)

例えば、内容的にはそれぞれ違うけれども、小天東校区は資源回収、薬草入浴剤売上、まちづくり委員の会費から、玉水校区は区の助成から、小天校区は草枕ドリーム委員会から補っているということになるんですね。

(小天校区まちづくり委員会)

小天は、個人の献金からになります。収入を目指してやっていますが、今のところ収入は上がっていません。今後は、収入を上げていこうと思います。

(村上優一委員)

自分たちで調達しろというのは、今の時代そう簡単にはいかない。本当は、計画が上がった分だけ貰えるのが一番いいんですけどね。このままでいいのかと思ったもので。各委員長さんたちは、このままでいいのかな。

(小天校区まちづくり委員会)

これは、以前から問題にはしています。補助金がそういった規約になっているということですが、変えてもらいたいという気持ちはあります。それを変えることによって、100%の補助だけで事業が出来れば、それが一番いいのではと思っています。

(玉水校区まちづくり委員会)

玉水はですね、やっぱり自分たちの地域を、自分たちで作りに上げていくんだという意志があるんですね。そのために、何でも勘でもお上からお金を貰ってやっていたのでは、なかなか自立していけないだろうと。少なくとも 20%の自己資金を作りなさいと言われるんだったら、区全体で負担しようじゃないかということで、区長さんたちとの会合にも出まして、「こういった活動に取り組んでいますよ。」「玉水校区の町づくりをするんですよ。」「みんなで取り掛かりましょう。」と。こういう事業は、自分たちが主体でやっているようですけども、区全部が意識を持たないといけないということで、何でも勘でも補助でやっていたのでは、なかなか意識も上がらないだろうなど。負担もわずかですよ。負担することで、自分たちもこの事業に参加しているんだと。小学校

の授業にも参加して、環境問題とかもやっていました。最近では、そういった授業も取れなくてやっていますが、以前は、放課後に低学年の子どもたちを放課後教室に集めて、環境問題について子どもたちにも意識を持ってもらっていました。特に、これから先こういう問題は、地区的規模で考えていかなければならないから「少しでもいいから負担してください。」とお願いしたところ、前区長さんも現区長さんも、区全部でせんといかんたいという感じで理解してもらっているところです。まあ、全部負担してもらえたら一番いいんでしょうけど。

(委員)

そういうことであれば、区長さんたちとも話をして、次回からは区の協力もあれば違うんじゃないかと思います。

(会長)

湯ノ浦地区では、ホテルの里づくりをしています。鏡ヶ池では、ワサビの栽培をしようかと考え挑戦しましたが、ワサビは温度の管理が難しく、なかなか育ちませんでした。しかし、ホテルは継承しております。

補助事業について 100%補助というのは、おそらく市のほうでも厳しいかと思えます。ある程度の自己資金を加算してやっていかないといけないと思えます。その材料のために、市は継続をしておられるのだと思えますので、3校区頑張ってもらえるならばと思えます。

(委員)

もう一ついいですか。予算書の支出のところ、項目に予備費の欄がないとですよ。会計報告をするとき、予備費の欄を作っておかないと、なかなか1円とかの報告って大変です。買い物しようにも支払いしようにも大変なんですよ。だから、支出の項目欄に予備費を作って、調整していったら、会計の方もやりやすいのではと思えますが。

(玉水校区まちづくり委員会)

昨年の実績という形で、きちんと報告しているわけだから、予備費の欄はなくてもいいと思えますけど。

(会長)

予算の歳入歳出については、分かりやすいように、良い方法をとっていかれたらと思います。

ほかにございませんか。

(小天東校区まちづくり委員会)

校区のメンバーが活動を計画していく中で、校区内の問題点・課題等について、いろんな声が出てくるわけですよ。その声・要望というのは、どこにもっていけばいいのですか。直接総合支所にもってきていいのか、そのもっていき方を教えていただきたいのですが。

(会長)

そういう声・要望については、支所に意見を出して、そして本庁でも検討してもら

ならばと思いますが。その事業を担当している地域だけで、すったもんだしてもしょうがないから、いいアイデアがあるならどう活用していくか、どう取り組んでいくかが大切だと思います。支所長・支所で取り上げてもらって、こんな話があったと伝えてもらったらどうでしょうか。

(天水総合支所長)

農政関係、土木関係の要望等も区長さんを通して、支所の総務振興課に上がってきています。それらを農政なり、土木に伝えるというのが、現在の総務振興課の流れになっています。富田委員長が言われるように、この事業をして問題が出たとか、これはどうしたらいいのかというのがあれば、総務振興課に来ていただいて、総務振興課で該当する課に伝えて、該当する課から返答がくるというところに対応しますので、よろしくお願いします。

(委員)

区長さんに要望してもいいとですよ。

(天水総合支所長)

そうですね。

(会長)

ほかにございませんか。

(委員)

はい。宝さがし委員会の『宝さがし』って、どういう内容なのか聞きたいんですけど。

(小天東校区まちづくり委員会)

この『宝さがし』というのは、上古閑のもって生まれた地形というか、景色が一つの宝になります。それから、子どもは少人数ですけれども、地域の宝と言えば、子どもも一つの大きな柱になるもので、子どもが上古閑で育って、将来的には町外に出て行く子どもたちが多いいんですけど、「やっぱりここに住んでよかったね。」という気持ちをもってもらうのが一つです。それから、上古閑はみかんの専業できていますけど、年配の方たちが生涯現役で頑張っているしやるもので、自分自身の健康にも関心をもってもらうことなど、幾つもの要因はありますが、それらを全部踏まえて『宝さがし』というネーミングにしています。

(委員)

地元の方たち向けのものになるんですね。

(小天東校区まちづくり委員会)

校区外にもという声もありましたが、まずは、地元をまとめないことにはですね。今6年目になりましたが、やっと日常会話の中で『宝さがし委員会』という言葉が出てくるようになったので、地域の中で認識されてきたかなと実感しています。

(委員)

もう一ついいですか。フラワーエコタウン事業で、菜種油を作られているんですか。

(小天東校区まちづくり委員会)

はい。

(委員)

事業化はされていないんですか。

(小天校区まちづくり委員会)

まだ事業化はしていません。天水は、ハウス施設が多いものですから、水田に植えてほしくないという、地域の方からの話がありまして、この一帯をきれいな菜の花で埋めつくしたいという気持ちもありましたが、実際、実現できなかったというのがありました。今は、耕作放棄地を少しずつ見つけて栽培を行っています。徐々に増えていくとは思いますが。

(委員)

菜種油は、これから需要が高くなっていきますからね。

(小天校区まちづくり委員会)

採算ベースになかなかのらない事業ですので、研究所等に品種改良のお願いをしているところです。もう少し収量が上がる菜種にしてもらいたいと思っています。

(委員)

遺伝子組み換え技術とかの問題もありますけど。

(委員)

遺伝子組み換えは避けたいと思っています。

(委員)

富田委員長、玉水はEMだんごを作って流されていますが、どれくらいの効果が出ているのですか。数値として出ているのですか。

(玉水校区まちづくり委員会)

数値を出していないから、今年から水質検査しないといけないと思って、予算を組んでいます。玉水地区はですね、尾田地区、野部田地区、竹崎地区は集落排水ができています。3地区は、もともときれいであったかと思いますが、EMだんごを流すことによって、尚きれいになっていると思います。それから、子どもたちに尾田川にEMだんごを投げさせることによって、環境に対しての教育ができると思います。

(委員)

支所長、河川の水質調査は、年に1回していますよね。

(天水総合支所長)

河川はですね、3ヶ所か4ヶ所はまだされてると思います。定期的に石橋川、本村川等の水質調査をされています。

(委員)

尾田川水域はどうですか。

(天水総合支所長)

尾田川もされていると思います。管理している課が環境整備課になっていて、支所では管理していないので、調査を誰がしているかは把握できていません。

(委員)

データ等資料があるなら、参考にされるといいですね。

(会長)

EM 菌と言えば、河内が 20 年前から盛んに取り組んでいますよね。

(委員)

河内は、長期で全村的に取り組んだからですね。

(会長)

天水も以前は活動がありましたよね。合併してから無くなったような気がするけれども。

(副会長)

天水で作りたいと言ったときに、作れない状態なんです。玉名市のある地区が一生懸命で、作らせてほしいと言ったけれども「もう機械が空いていないから。機械の中にしばらく寝かせておかないといけないから、他の班は急には入れない。」と言われたんですよ。

(委員)

今は、天水の施設としてではなくて、玉名市全体の施設という形になっていますからね。

【しばらく雑談】

(委員)

ここまで結果を出すには、河内の人たちも物凄く苦勞されたはずですよ。当初は、協力も得られなかったかもしれないけど、徐々に結果がみられると「やろう、やろう。」と、輪が広がっていくでしょうし。

(会長)

天水でも、EM 菌活動の復活ができればいいですね。

(委員)

EM 菌を使った環境浄化ですが、EM 菌だけに頼るんじゃなくて、生活排水をある程度規制するとか、一般家庭に対しての情報とか、例えばこういう物は流したらいけないとかいうのも、同時にやっていかないと、EM 菌だけで良くなるというのは難しいんじゃないかと思います。全家庭が、ある程度意識するような町づくりをしていかないと。今、いろんな情報がありますよね。米の磨ぎ汁はそのまま流してはいけないとかも知らない人はいっぱいいると思うし、そういう情報を伝える会報みたいなのを配ったりして、意識を高めながら、同時に EM 菌を使うとか、両方ないと難しいと思います。

(会長)

生活環境が中心となってきますが、EM 菌を家庭で流されているところは、悪臭が無いと聞きました。環境整備課で、PR を十分にすれば効果が出ていくと思います。

(委員)

玉名の EM を作る会に行きますと、けっこう 60 代の方がいっぱいいらしてて、特に

男性の方なんかは、家庭菜園にも使いたいということで、肥料としても需要が高いと聞きました。天水も、もっともっとやっていかれるといいのになあと思いました。EMを作る機械があっても出来ないというのは難しいですね。

(天水総合支所長)

この取りまとめはどこがしよるとかな。

(市民福祉課)

それぞれの会がされています。

(天水総合支所長)

活動に参加したい場合は、直接申し込みすればいいのかな。

(市民福祉課)

そうですね。EM 愛好会に申し込まれるといいと思います。

(委員)

一つ質問いいですか。この玉水校区の美しい里づくり事業としての EM 菌作りと愛好会の EM 菌作りは違うんですか。

(玉水校区まちづくり委員会)

違いますね。

(委員)

玉水校区の EM 菌作りは、この玉水・輝く里づくり委員会の方たちで作られているということになるんですね。

(玉水校区まちづくり委員会)

そうですね。

(委員)

その EM 菌は、どういう使い方をされているんですか。

(玉水校区まちづくり委員会)

EM だんごを作ったり、各地域の河川の上の方から流しています。

(小天校区まちづくり委員会)

4年前に1年間ですね、玉水・輝く里づくり委員会の活動に参加して、EM だんごを作って、コンテナ 15 杯くらい堤に流しました。

(玉水校区まちづくり委員会)

継続しないとですね。

(委員)

本当に良いことをなさっているのので、それに伴って生活排水について、各家庭に呼びかけていくと、もっと効果が出るかもしれないですね。

(委員)

この間、タンポポの薬草の記事が新聞に載っていたけど、どうなったのかな。

(小天東校区まちづくり委員会)

プランターを各家庭に配布して、取り掛かりはどの薬草でもよかったのですが、薬

草というのはどんなものなのか、どんなイメージを一人一人に持ってもらうかというところで、統一してタンポポにしました。タンポポの効能については、プランターと一緒に文書で一軒一軒配布しました。今、大きくなってきていて、下有所、上有所、赤仁田において、試食会をと考えております。各家庭に1個ずつプランターを配布して、現在置いてもらっている状態ですが、最終的には半分くらい家庭から成果が出ればいいかなと思っています。

(委員)

タンポポの効能は何ですか。

(副会長)

タンポポはですね、胃を丈夫にする、整腸作用、浄血作用、強壯作用、そして、女性に良くて、女性ホルモンが良く出るようになるそうです。タンポポを食べ続けると、おっぱいが濃くなるそうです。赤ちゃんが産まれる前から、タンポポのコーヒーとか飲んでおくと、おっぱいの出がよくなるそうです。上古閑地区でしているのが、身近な薬草で取り組んでいこうということです。今『甘草(カンソウ)』というのが流行っているけど、そういうのじゃなくて、タンポポ、ヨモギ、ナズナ、オオバコ等でやっっていこうとしています。

現在、玉名が薬草に取り組んでいますけど、岐阜の飛騨とかでも活動が始まっています。あちらでは盛んになってきているので、玉名は遅れかかっています。

(委員)

レシピとかはあるんですか。

(副会長)

料理教室の依頼が薬草の会にきているので、今度、配布したタンポポの葉を持ち寄ってもらって、料理教室を開く予定です。

(小天東校区まちづくり委員会)

今まで悪態打たれていた草が、180度ひっくり返って薬草になってしまったじゃないですか。でも、昔みたいに大きく葉を広げているタンポポがなくて、やせ細ったのしかないですよ。一番思っているのは、40代、50代の現役の人たちに、こういった感覚をもってもらって、これから先も頑張ってもらいたいと思っています。

(会長)

ほかにありませんか。ないようでしたら、玉名21の星事業助成金交付申請について、協議会委員さんの承認が必要ということなので、各校区の活動内容について承認いただけますでしょうか。

(委員全員)

はい。

(会長)

続きまして、指定管理者について、市民福祉課よりお願いします。

【市民福祉課より指定管理者について説明】

(会長)

天水老人憩の家の契約期間が3年となっておりますが、今年度契約が切れるから、また更新をするわけですね。今までも、社会福祉協議会と契約をされていたわけですが、今回も社会福祉協議会と契約をされるということでございます。何かご質問ありましたらお願いします。

(委員)

普通の民間では厳しい施設ですから、社会福祉協議会で頑張ってもらわないと仕方ないですね。

(委員)

一ついいですか。この基準価格は、事業計画書に基づき支払うとなっておりますけど、事業計画書っていうのは、我々は見られないのですか。この基準価格というのは、市で決まっています、地域協議会の中で決定するということではないんですよね。

(市民福祉課)

そうですね。

(委員)

分かりました。

(会長)

皆さん、よろしいですか。

(委員全員)

はい。

(会長)

では、この指定管理者についましては、皆さんからの承認を得ましたので、承認いたします。

続きまして、支所移行について、企画経営課よりお願いします。

(企画経営部長)

皆さん、こんにちは。企画経営部長の田中といたします。

支所移行については、昨年10月に地域協議会のほうに諮問いたしております。11月1日付けで答申をいただいております。天水、岱明、横島の地域協議会それぞれに諮問して、ご承認いただいているところであります。本年6月の定例会で、条例についましては、全員一致ではありませんけれども、可決をいただいております。本年度、地域協議会委員さんも2年交代ということで、改めて、その経緯につきまして説明を申し上げたいと思います。

【企画経営課より支所移行について説明】

(会長)

今、企画経営課長から説明がありましたが、総合支所が 10 月から支所になり、来年 4 月から本格的に支所になるということです。いろいろ質問等あると思いますのでお願いします。

(委員)

今、経済建設の担当が2名ほどおられますが、本庁に一括管理と伺いましたけど。一括管理が良いと言われてますが、良いとはどんな理由で言っておられるのか聞かせていただきたいと思います。

(企画経営課)

支所に必要な人員を配置して、その人員の中で建設経済の業務に携わるというのが、本来ならば身近な場所に職員がいるわけですので、それが一番良いとは思いますが、ただ、人員を削減して効率よく進めるという中で、現時点では連絡員という形で置いております。連絡員という形で置いておりますが、支所にいろいろな要望なり、道路の補修あたりの話をもっていても、予算は本庁についておりますので、本庁の方から指示を出すとなっております。現在、各総合支所にはそれぞれ支所の配分ということで、予算はある程度、各支所毎に確保していますが、大規模になったり、専門性が高い業務については、本庁に連絡を入れて進めています。本庁で一括してやれば、そのままスムーズに話が通るといことで、円滑に業務が進むと考えております。こちらの窓口にご相談があった場合は、本庁の土木担当部署に話がいきますし、専門性・緊急性がある部分については、本庁から出向いていくという態勢を取りたいと考えています。

(委員)

今言われましたけれども、どう考えても各総合支所に決まった予算、補助金があるんだったら、支所に一括して予算を確保して、経済建設の担当者を一人置いて、地域で処理したほうがスピーディーでもあるし、地元との関連等もスムーズにいく気がします。あくまで、本庁で集めてしまって、スピーディーにいくというのは考えにくいと思っています。天水出身じゃない人がいた場合、天水地域が分からないから、話をしても思うように意見が通じないことがあります。それと、区長さんたちが一つ一つ支所を通して連絡するのか、それとも直接的に本庁の方に行かないといけないのか、その辺は私もまだ分かりませんが、非常に大変である気がしています。人員削減だけ、財政削減だけ考えて、地域のサービス等に不都合が出るのではと思います。地域に詳しい人を 1 名でも残してもらったほうが、地域としては助かるんじゃないかと思っております。その変更というのは出来ないものでしょうか。前回も、そういう意見は出ていたと思います。

(企画経営課)

おっしゃる通りだと思います。人員を配置できれば、望ましいのかもしれませんが。ただ、今 1 名の配置ということで、本庁との業務の積み分けとか権限のあり方等、中途

半端な状況にあるということが言えると思います。どういうふうな連絡の取り方をするかによっても変わってきますけど、今担当の部署でも考えているのは、直接でもいいけど、支所に話があった場合は、支所と連絡を取り合いながら、本庁で一括集中して対応すると、それだけスムーズに考えが通り、権限あたりも業務的には円滑に進むと考えています。

(委員)

円滑と言われますが、私は支所の方に一括して権限を持たせると、毎年天水地区には、予算がこれだけと決まるわけでしょう。予算が決まるのであれば、一括して支所に権限を委譲し、支所の課長が権限をもって采配すれば、それがスピーディーで地域のためには早いのではと思います。

(企画経営部長)

支所の組織につきましては、合併時から毎年、人員削減の関係もありまして減らしてきております。平成22年4月1日から今の態勢になっております。平成21年までは、建設経済課ということで予算を持って、1課置いておりました。平成22年4月からは、基本的設計・工事に伴う予算につきましては、地元にはありません。先ほど、予算があっていたというのは、補修の原材料や基本的には機械借上げなどで、支所で設計をやって、工事に出すという形は取っておりません。支所で要望を聞いて、本庁にあげていたわけです。これからも、支所のほうで要望を受けて、本庁で対応するという態勢を協議していますけど、そういう形の方が、スムーズにいくのではと思って進めているところです。

(委員)

この設置条例については、14対10で可決してるけど、10名の議員が反対をされていますね。反対の理由は、村上委員が言われた内容もあったかと思いますが、どういった反対、心配、懸念等の理由があったのか教えていただけませんか。

(企画経営部長)

まず合併協議会の中で、新庁舎が建ってからという理由が一点目です。それから、今言われたように、農政部門が一番多かったです。天水、横島、岱明にしても、農政の担当者がおらんようになると、農業振興面からいったら不都合ではないかということ。それと、総合支所から支所へと人員が減っていけば、地域の振興を考える部分については、進まないのではという意見が主だったかと思います。ただ、地域の振興については、政策として全体的に持っていかないといけないのではないかと考えています。

(委員)

今、懸念されていることに対して、支障がないようにしていつてもらわないと。可決したことだから、心配されているようなことがないように、要望等がスムーズに予算化できるように構築してもらえればと思います。

(企画経営部長)

農業委員会については、人員削減を考えておりましたが、いろいろお話を伺いまして、相談等も多いから地元置いてくれということで、一人ずつ置くという決定をさせていただきました。

(委員)

行政の縦割りというか、話を聞いていますと、総務振興課の課長から、直接本庁にいろんな話があったことを伝えると聞きましたが、支所長は通じてないわけですか。課長は、支所長にこういった話があるよと、支所長が本庁に伝えることはないんですか。

(企画経営部長)

案件によりますね。支所長が直接言われている部分もかなりあるかと思います。

(天水総合支所長)

現在も要望は総務振興課にきまして、総務振興課長から私の方に、こういう要望がきていますと伝え、総務振興課長が土木・農政に説明に行きます。要望等については、私にも連絡があります。

(委員)

私は、前々から行政の支所長の権限が非常に弱いと思っていたわけです。私は、農協におりましたけれども、農協の支所長といったら本所の部長と一緒にですから、部長にボンボン要望するわけですね。行政と違いまして、予算化せなるところはありますけれども、これを超えて、翌日からでもせなんことはせなんということで対応しています。しかし、行政はイチイチ支所長さんに何でも伺いを立てないといけないような感じを受けていたので、もう少し支所長に権限を与えられたら、心配されるようなことも幾らか無くなるのかなという感じを受けています。

(委員)

要望されたことが、スムーズに予算化できて実施できればいいと思います。

(委員)

時代が変わってきてますから、時代の流れに沿った態勢をとらないといけないのは分かりますけど。

(企画経営部長)

基本的に組織をつくる中で、支所に予算を配分するやり方をもともと考えていない部分があって、総合支所といいながら、予算をもっているかというもっていないわけです。

(委員)

そういう決まり・条例を変更することは出来ないんですか。一括して予算を、支所に配分するというのは出来ないんですか。

(企画経営部長)

基本的にそれをやるためには、今進めていることとは逆方向で、人員を配置していかないとはいけません。一人で出来ますかと言われたら、一人では出来ないわけです。

(委員)

実際的に、この天水には天水出身がいないと、ほかの地域の人ではなかなか地元
のことが分からないから、対応が難しいという面があると思います。

(委員)

今の段階では、支所長が必ず天水にいるわけでしょ。支所長がある程度把握して
いるわけだから、ほかの地域の方が来ても、共通するところで話をもっていけると思
います。

(天水総合支所長)

支所から土木課に連絡をすれば、すぐこちらに来て確認し、対応をしてもらって
いるところです。

(委員)

総合支所から支所になるということは、また職員が減るわけですから、今のような状
態ではなくなるわけですね。それを危惧しております。

(企画経営課)

支所移行に関してはですね、今後どういう態勢で進めたらいいのか、本庁の各課
と支所のそれぞれの担当が、協議を進めてきた経緯もあります。今後も協議をしなが
ら、スムーズにいくような態勢をとっていかないといけないと。土木に関しても、ちょ
とした修繕とかに対しては、道路パトロールへの委託も考えていかなければと思っ
ています。事前に自分たちで回ったり、委託したり、いろいろな態勢、やり方を考え
ていかなければと。ただ人員を減らすということだけじゃなくて、今日も指定管理者
制度が議題にあがっていましたが、指定管理は委託とか民営化とかでカバーをして
いくようなことも、今後考えていかなければと思っています。

(委員)

その考えは、いつ頃までにまとまるんですか。

(企画経営課)

アウトソーシングについては、行政改革に基づいて、随時進めるようにはして
おります。道路パトロールについて、可能であれば 10 月くらいの委託で土木課と
協議しております。

(委員)

だいたい 10 月くらいに素案的なものは出来るんじゃないですか。

(企画経営課)

道路に関してはですね。そのほかについても、担当課・担当部署で協議を進め
ております。

(会長)

議会でも議決したわけですからね。一番思うことは、住民が心労するのではない
だろうかということです。本庁まで行って手続きをしたり、支所で出来ていたものが
本庁まで行かなんようになると時間がかかってしまうという面で、危惧して
おります。計画の

変更というのは、一人で出来るものではなから、大変な事業だと思います。住民が安心して生活が出来るような態勢づくりが、一番大切だろうと思います。その点について、十分に検討してもらおうよう、よろしく願いいたします。

(委員)

敬老事業なんですけれども、米寿・金婚の表彰がありますけど、長寿の表彰はなくなっただけですか。

(市民福祉課)

75歳以上の方は、各行政区で敬老会をしていただいています。

(委員)

100歳はどうなっていますか。

(市民福祉課)

100歳は行っています。100歳については、市長が100歳の誕生日の日に表彰を行っています。

(委員)

事務の統廃合ですが、支所の人員は減るけれども、本庁に集中されるのは、それなりに今後効果が出てくると思います。先ほど会長が言われたように、本庁まで行っていいんだけど、住民の要望に聞く耳を持ってほしいですね。住民の声をしっかり聞いてほしいと思います。

(会長)

行政も住民も人と人との関わり合いなので、親切に対応してもらいたいと思います。

(委員)

職員数の実績及び今後の見込みというのがありますが、職員さんの年齢の内訳が見えてきません。人員を減らすというのが大前提になってますけど、確かに減らしてもいいけど、若手が入ってこないようになってきますよね。

(企画経営課)

この計画はですね、退職者の1/3を採用するとなっておりますので、減っていくのは退職者の3/2の職員が減っていくとなります。

(委員)

今の内訳として、だいたい5歳区切りで、どれくらいの年齢構成になっているのかが知りたいんですよ。

(企画経営課)

年齢構成については、ホームページにも掲載をさせていただいておりますけど、退職者の1/3を採用しております関係上、合併してから現在に至るまでの人数は、抑制をされているというのは実際言えます。いわゆる団塊の世代の退職は終わりを迎えまして、今から第2の時代に入っていきます。昭和47年から昭和53年くらいまでの生まれがかなりの人数いるということになります。玉名市も平成32年度までで約20

億円下がりますので、事務的経費を抑制しつつ、皆様方に効率的な財政配分が出るように、必要な経費で最大の効果を上げるべくアウトソーシングしながら、このような形での計画をしていくということで、採用の1/3が続く限り、年齢の逆転層年度は続いていくかなという感じではあります。今年度の採用で、社会人枠の採用を一つ設けており、必要に応じて年齢を45歳まで幅を持たせておりますので、必要な年齢構成の採用は、今後も増えてくる可能性はあるかと思えます。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

支所移行についての議事を終わります。

続きまして、下水道事業について下水道課より説明をお願いします。

【下水道課より下水道事業について説明】

(会長)

下水道事業について、皆さんからのご意見等がありますならお願いします。

(委員)

市町村の設置型というのは、平成17年から天水では発掘をしていますよね。なかなか推進はするけれども、新築や改築をするという計画がないと設置までいかないわけです。単独槽で終わっているわけです。集落排水にしたって、下水にしたって、その区域でやらないと採算が取れないわけだから、全区加入というのが大前提ですよ。合併浄化槽に全員が参加するというような推進の仕方をしないと、「推進していますよ」という言葉だけであって、新築・改築されるのを待っているだけじゃ進んでいかないと思います。市町村設置型というのは、埋設型と比べて設置も早いし、維持管理も表に出てるから簡単なんです。大規模な推進の仕方をされないと、一気に進まないと思います。集落排水とか下水は一気に進むところが特徴だけど、市町村設置型の合併浄化槽は、お金はかからないけれども、時間がかかるというのが欠点ですね。そこをクリアして、広域で一気にやるとどうでしょうか。

(会長)

下水道事業については、それぞれ関心を持っていらっしゃると思います。今心配するのは、合併浄化槽を設置して、そのあと下水道事業に参加せんとだろうかという人もおられます。それについてはどうですか。

(下水道課)

現在、旧天水町におきましては、下水道事業を整備していくなら、合併浄化槽にしているところについても、効率上は接続の義務があるんですけども、どちらでいくかの判断をしているわけであって、合併浄化槽ですという判断をすれば、下水道事業は今後対応しないわけであって、ダブルことはありません。

(委員)

それから、敷地が無いということもよく言われます。だから、5人槽、10人槽があるけど、30人槽、40人槽もありますよね。例えば、一軒一軒ではなくて、2、3軒あるいは隣保あたりで、敷地のあるところに設置するわけですよ。大きい人槽のものを、スペースのある所に設置してはどうですか。

(下水道課)

新聞にですね、福岡県の城島町の町長さんが、合併浄化槽でいくと決めて、決めた後に、合併浄化槽の設置がなかなか出来ないところについては、配管で集めて、広い敷地に大きな合併浄化槽を作られたケースもあります。市のほうでは、そこまでは検討はしておりませんが、合併浄化槽でいくという方針になれば、今後の検討課題かなとは思っております。

(委員)

このアンケートは、要望があつてされたわけですか。

(下水道課)

アンケートにつきましては、河内町でも同じような時期に、下水道のアンケートを取っておられました。市としましても、住民の方からの意見・要望を反映しなければと考えておりましたので、下水道課の判断でアンケートを実施してみました。

(委員)

アンケートを見ますと、合併浄化槽をすると、環境が良くなると理解しておられるけど、設置されますかと言われたときに、設置の予定は無いと。良いことは分かっているけどまだいいだろうと、矛盾するところがありますね。

(会長)

市が積極的に下水道事業をやろうという本腰を上げるならば、それに賛同してもらわないといけないわけです。

(委員)

進めているときには「やろう、やろう。」という感じになるけど、出来てしまったら参加せんとですよ。

(委員)

加入率はどれくらいありますか。

(下水道課)

最新の資料ではなくて、昨年説明会をしたときの資料ですけど、平成22年3月31日時点で、尾田が82.8%、竹野が88.8%、ですけど、部田見は8.6%です。

(下水道課)

環境に良いのは分かるけれども、自分でするとなると難しいところです。

(委員)

先ほど合併浄化槽が良いと、市が出される部分に関しては良いのかもしれませんが、合併浄化槽にした場合と下水道にした場合の将来的な個人負担はどうなるのか

という問題点があります。全く別の話になりますが、今、単独浄化槽で天水町に来られている業者さんというのは、毎月1回検査に来られていますよね。ところが、旧玉名市あたりは3カ月に1回しか来られないわけです。合併浄化槽にしたときに、旧玉名市のような対応になるのか、いろいろ問題点があるので、その点をクリアにしたいと思います。

(下水道課)

1市3町それぞれにし尿業者がおりまして、点検の回数については、年に4回実施をしなければいけないとあります。旧天水町においては、年に6回されておりますけど、1回1回の金額が少ないんですよ。合計すれば同じくらいと考えております。旧市町間の点検の金額の是正をするためにも、同じような汲み取り料金や点検の多い少ないはあるけれども、1カ月あたりで考えるとあまり変わらないかなと思っています。

(委員)

合併浄化槽を据え、市町村型になるのか分からないけれども、土地を市に貸しているわけです。合併浄化槽は市のものになります。だから、点検代は全然払いません。人数によって、使用料を払っているわけです。下水道の料金と変わりませんから、合併浄化槽も下水道も料金は一緒ですよ。

(下水道課)

一人当たり650円となります。分担金が5人槽で10万円あります。11人槽で11万円の分担金を、最初にいただいているわけです。下水道を実施すると、住所分担金となりまして、旧岱明町におきましては1平方メートルあたり340円とか1坪制で負担金があります。使用料は別というシステムとなっています。

(委員)

草枕ドリーム委員会は要望したほうですけど、基本的に公共下水をするのか合併浄化槽でいくのか、または河内町といっしょにするのか、結論というのは出ているわけですか。

(下水道課)

下水道課としましては、合併浄化槽の推進を今後していきますということで、結論を出しています。もし下水道をするならば、単独のほうが有利になりますので、河内との共同ではしません。また、合併浄化槽と下水道の比較におきましては、合併浄化槽が有利であるということです。しかし、維持管理等の問題がありますので、未処理の排水をなくしていく方向で考えています。

(委員)

今まで単独浄化槽ではなくて、天水町では合併浄化槽を推進してきたんですけど、先ほども言われましたが、推進がなされていない状況だと。今から徹底した推進が出来るのか出来ないのか、そういった方向性はどうやって推進をされるのか、案というのはあるんですか。

(下水道課)

今、市町村設置型の合併浄化槽が、平成 17 年から始まって平成 23 年度で 6 年間実施したわけですけど、97 機ほどしか実施が出来ておりません。河内との関連もありましたので、旧天水町におきましては、合併浄化槽で推進していきますと方向づけを出して、具体的には今後検討していきます。

(委員)

早く検討を出してもらわないと、今まで何年間とやってきて、推進ができなかったわけだから、公共事業の推進を要望したわけです。合併浄化槽は推進できるという案を出してもらわないと、結局、環境は何も良くならないという現状なんです。

(委員)

一軒一機ではなくて、数軒で集まって一機とかも考えていけないといけないのではないのでしょうか。できないという所は、敷地が無いという課題があるわけだから。

(下水道課)

今、市町村型の合併浄化槽を希望される場所は、新築するが合併浄化槽がないからお願いしますというのが多いのですが、単独浄化槽を改良したいという家は少ないです。その一つとして、単独浄化槽の切り換え理由というのがいります。今後は、補助金の新枠関連を検討しながら、合併浄化槽を設置するためには、単独浄化槽を壊さないといけないということで、補助金等を考えながら、より有利な負担の少ない方向で検討していきたいと考えております。

(委員)

敷地がない、敷地はあっても実際切りまわしをしないといけない、要するに裏にあったものを表に出さないと設置ができない、よって配管の工事にお金がかかるということで、皆さんが嫌がっているのは間違いないと思います。そういうところの対策はどうするのか打ち出してもらわないと、当然個人で負担しないといけないのは分かるけど、それによって推進が遅れてるというのは、一つの要因として間違いないと思います。そういうところを補助金とするのか、いろいろな案を出して、ベストな案を検討していただきたいと思います。

(委員)

市町村設置型の設置費用の意味が、まだ分かっていらっしゃる方がおられるかもしれませんね。例えば、設置するために多額の費用がかかるんじゃないかと思っている方もおられると思います。設置は、市が行うというのを明確に出していきながら説明をし、敷地があるところに数軒が集まって、設置してもらおうという推進の仕方をやっていると、少しずつ増えていくんじゃないかと思います。

(下水道課)

現時点では、一軒に一機の浄化槽を設置しているわけですけど、市町村設置型の合併浄化槽というのは、個人の敷地に市が全部設置をするわけです。その後の維持管理も市がします。使用料に関しては、個人から毎月いただくというシステムです。個人は使用料だけ払っていただくと、市のほうが維持管理をしていきますから。

(委員)

確かに、村上委員がおっしゃるように、数軒まとまって浄化槽を設置すればいいのではと言われますけど、やっぱり下水ですからね。本当に理解し合う状況にしておかないと難しいと思います。

(会長)

補助金だけやって、個人ではできんとですよ。

(下水道課)

平成 17 年 4 月から旧天水町においては、3 地区農業集落排水以外の区域では、全部市町村になっております。合併浄化槽の配管、便器を替えたり等の水洗便所にする場合の費用は、個人負担になります。個人の合併浄化槽を自分でしたいという方は、全部自己負担でとなるので補助金はありません。

(下水道課)

単独から合併に替えるためには配管だけですから。

(委員)

今単独をしてるとするじゃないですか。そこを利用せんと、合併はできないとなった場合はどうなるのですか。単独が入っているのを外してもらおうというのも可能ですか。

(下水道課)

撤去をしてから、そこに設置をしないといけませんね。

(委員)

撤去するにあたっては、費用についての意見も出てくると思います。

(下水道課)

先ほど課長が言いましたけれども、新しい制度で融資制度なり、補助金を出して撤去費をみるなり、検討していきましようと考えています。

(委員)

できるだけ早く回答を出してもらわないとですね。

(下水道課)

今日の下水道事業の報告としましては、ケース③(合併浄化槽を整備する)で市としては進めていきたいと思えます。具体的な策については、まだ充分ではありませんので、検討して、地域協議会のほうで説明していきたいと思えます。

(会長)

ほかにありませんか。無いようでしたら、長時間にわたり、ご審議いただきましてありがとうございました。

(副会長)

これをもちまして、第 2 回天水地域協議会を閉会いたします。

【終了】

12 問い合わせ先

玉名市天水総合支所 総務振興課 TEL0968-82-3111